

川越市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

川越市幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成21年7月3日決裁）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園又は無認可幼稚園に在園する園児の保育料等の減免を行う設置者に対し、川越市幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和54年規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園で子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に規定する特定教育・保育施設を除いたものをいう。
- (2) 無認可幼稚園 学校教育法第4条第1項の規定による認可を受けていない私立幼稚園のうち市長が補助金の対象として認めたものをいう。
- (3) 設置者 私立幼稚園又は無認可幼稚園を設置する者（その者から保育料等の減免に関し委任を受けた幼稚園長を含む。）をいう。
- (4) 保育料等 設置者が徴収した入園料及び保育料をいう。
- (5) 園児 川越市の住民基本台帳に記録された、私立幼稚園又は無認可幼稚園に在園する児童で、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。
 - ア 満3歳児及び当該年度の4月1日現在の満年齢が3歳、4歳及び5歳の児童
 - イ 学校教育法第18条の規定により、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められ就学義務を猶予又は免除された児童
 - ウ その他保育料等の減免が必要と市長が認める児童

(6) 保護者 現に園児を監護している者で、設置者に当該園児の保育料等を納入する義務を有するものをいう。

(私立幼稚園の保育料等の減免における補助対象及び補助金額)

第3条 市長は、私立幼稚園の設置者が保護者に対し保育料等を減免する場合は、予算の範囲内において、当該設置者に園児の属する世帯の区分に応じた補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金は別表1に掲げる額とする。ただし、保護者が私立幼稚園の設置者に現に支出した保育料等が別表1の額を下回る場合には、当該支出額を交付額とする。

3 年度途中での入退園等により、年間を通じて在園していない児童に係る補助金は、在園していた月数に応じて交付する。

(無認可幼稚園の保育料等の減免における補助対象及び補助金額)

第4条 市長は、無認可幼稚園の設置者が保護者に対し保育料等を減免する場合は、予算の範囲内において、当該設置者に園児の属する世帯の区分に応じた補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金は、別表2に掲げる額とする。ただし、保護者が無認可幼稚園の設置者に現に支出した保育料等が別表2の額を下回る場合は、当該支出額を交付額とする。

3 年度途中での入退園等により、年間を通じて在園していない児童に係る補助金は、在園していた月数に応じて交付する。

(第2子以降の優遇措置の対象者)

第5条 市長は、園児が次の各号のいずれかに該当する兄又は姉(以下「兄姉」という。)を有しない場合は当該園児を別表1及び別表2に掲げる第1子、兄姉を1人有する場合は同表の第2子、2人以上有する場合は同表の第3子以降として補助金額を算定する。

(1) 別表1に規定する第1区分、第2区分又は第3区分に該当する保護者と生計を一にする者

(2) 別表1に規定する第4区分若しくは第5区分又は別表2に規定する第1区分に該当する保護者と生計を一にする者のうち、次のいずれかに該当する者

- ア 小学校3年生までの学年に在籍する者
- イ 小学校1年生から3年生と同一年齢の者
- (3) 次のいずれかに入所又は入園する就学前児童
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所
 - イ 私立幼稚園
 - ウ 無認可幼稚園
 - エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
 - オ 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部
 - カ 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設通所部
- (4) 次のいずれかの支援又は事業を利用する就学前児童
 - ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援
 - イ 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援
 - ウ 子ども・子育て支援法第30条第2項第4号に規定する特例保育
 - エ 児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（事務費）

第6条 市長は、無認可幼稚園及び市外に存する私立幼稚園に補助金申請の事務に要する経費として別表3に掲げる事務費を支給するものとする。

（補助金交付の事前手続）

第7条 補助金の交付を受けようとする設置者は、交付申請の前に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 保護者から提出された保育料等減免措置に関する調書（様式第1号）
- (2) 様式第1号に記載された園児全員を記載した園児名簿兼在園証明書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付予定額を内定通知書（様式第3号）により設置者へ通知するものとする。

（補助金交付申請書の提出）

第8条 前条第2項による通知を受けた設置者は、市長が指定する日までに幼

稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第4号）に事業計画書（様式第5号）及び収支予算書（様式第6号）を添付して市長に申請するものとする。

2 前項の補助金交付申請書等の提出期限は、各年度の保育料等の減免措置の内容を考慮し、市長がその都度指定するものとする。

（交付決定等の通知）

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第7号）により設置者へ通知するものとする。

（交付の変更申請）

第10条 設置者は、前条による交付決定を受理した後、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに幼稚園就園奨励費補助金変更交付申請書（様式第8号）に当該変更に係る必要書類等を添付して市長に申請するものとする。

（変更交付決定等の通知）

第11条 市長は、前条の申請を受けたときは、補助金の変更内容を審査し、幼稚園就園奨励費補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により設置者へ通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助金の交付を受けた設置者（以下「補助事業者」という。）は、減免措置が完了した後15日以内又は減免を行った年度の3月20日までのいずれか早い日までに、幼稚園就園奨励費補助金実績報告書（様式第10号）に成果報告書及び収支決算書（様式第11号）等の必要書類を添付して市長に報告しなければならない。

（確定通知）

第13条 市長は、前条の報告に基づき補助事業者へ幼稚園就園奨励費補助金に係る額の確定通知書（様式第12号）を送付するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 不正な手段又は虚偽の申請により、補助金の交付を受けたとき。

(文書の保管)

第15条 補助事業者は、次の掲げる書類を保管しておかなければならない。

- (1) 様式第2号及び様式第10号の写し
- (2) 様式第7号、様式第9号、及び様式第12号
- (3) 保育料等の減免措置を実施したことを明らかにした書類

2 前項の保管期限は、補助金の交付を受けた年度終了日の翌日から起算して5年間とする。

(文書の提出)

第16条 市長は、必要と認めたときは、補助事業者に前条第1項の書類の提出を求めることができる。

2 前項の規定により提出を求められた補助事業者は、前条第1項の書類を速やかに市長へ提出しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は決裁の日から施行し、平成21年度分の申請から適用する。

附 則

この要綱は決裁の日から施行し、平成22年度分の申請から適用する（一部改正）。

附 則

この要綱は決裁の日から施行し、平成23年度分の申請から適用する（一部改正）。

附 則

この要綱は決裁の日から施行し、平成24年度分の申請から適用する（一部改正）。

附 則

この要綱は決裁の日から施行し、平成24年度分の申請から適用する（一部改正）。

附 則

この要綱は決裁の日から施行し、平成25年度分の申請から適用する（一部

改正)。

附 則

この要綱は決裁の日から施行し、平成26年度分の申請から適用する（一部改正）。

附 則

この要綱は平成26年10月1日から施行する（一部改正）。

附 則

この要綱は決裁の日から施行し、平成27年度分の申請から適用する（一部改正）。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は決裁の日から施行し、平成27年度分の申請から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の改正前の規定によってなされた申請、通知その他の手続きは、それぞれ改正後の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則

この要綱は決裁の日から施行し、平成28年度分の申請から適用する（一部改正）。

別表 1 (第 3 条・第 5 条関係)

園児の属する世帯の区分		補助金額 (年額) 単位：円			
区分	定義	第 1 子	第 2 子	第 3 子 以降	
1	生活保護受給等世帯	308,000	308,000	308,000	
2	第 1 区分を除き、 <u>市町村民税 (特別 区民税を含む。)</u> 又は市町村民税 <u>所得割額が非課 税の世帯</u>	ひとり親世帯 等	308,000	308,000	308,000
	ひとり親世帯 等以外	272,000	290,000	308,000	
3	<u>条件 1 の世帯</u>	ひとり親世帯 等	217,000	308,000	308,000
		ひとり親世帯 等以外	115,200	211,000	308,000
4	<u>条件 2 の世帯</u>	62,200	185,000	308,000	
5	その他の世帯	21,000	154,000	308,000	

備考

1 別表 1 において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生活保護受給等世帯 次のいずれかに該当する世帯

ア 生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) の規定による保護を受けている世帯

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) による支援給付を受けている者の属する世帯

ウ 平成 25 年度当初に生活保護世帯であった者 (平成 25 年 8 月以降、家計の急変が発生し、生活扶助基準見直し前の基準であれば生活保護世帯に該当する者を含む。) で、引き続き、特に困窮していると市長が認める世帯

(2) ひとり親世帯等 保護者又は保護者と同一世帯に属する者が、次のいずれかに該当する世帯をいう。

ア 生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者等

- イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち在宅の者
- エ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発見第156号）の規定により養育手帳の交付を受けている者のうち在宅の者
- オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち在宅の者
- カ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童のうち在宅のもの
- キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める障害基礎年金の受給者その他適当な者のうち在宅のもの

(3) 条件1の世帯 第1区分を除き、市町村民税が課税の世帯であって、市町村民税所得割課税額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割。以下「市民税所得割課税額」という。）が次に掲げる額の合計以下に該当する世帯

- ア 34,500円
- イ 16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額
- ウ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,100円を乗じて得た額

(4) 条件2の世帯 第1区分及び第3区分を除き、市町村民税が課税の世帯であって、市民税所得割課税額が次に掲げる額の合計以下に該当する世帯

- ア 171,600円
- イ 16歳未満の扶養親族の数に19,800円を乗じて得た額
- ウ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数に7,200円を乗じて得た額

(5) その他の世帯 第1区分から第4区分のいずれにも該当しない世帯

2 前項第3号に規定する市民税所得割課税額は、地方税法附則第5条の4第

6項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。

- 3 前項第3号に規定する市民税所得割課税額は、第7条第1項に第1号に規定する様式第1号に記載された園児と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主事者である場合に限る。）の市民税所得割課税額を合計した額とする。

別表2（第4条・第5条関係）

園児の属する世帯の区分		補助金額（年額） 単位：円		
区分	定義	第1子	第2子	第3子以降
1	無認可幼稚園に児童を通園させている世帯	21,000	38,000	55,000

別表3（第6条関係）

補助金対象園児数（人）	人数割(円)	均等割(円)	合計額(円)
1 ～ 5	5,000	4,000	9,000
6 ～ 10	7,000		11,000
11 ～ 50	10,000		14,000
51 ～ 100	14,000		18,000
101 ～ 150	18,000		22,000
151 ～ 200	22,000		26,000
201 ～ 250	26,000		30,000
251 ～ 300	30,000		34,000
301 ～ 350	34,000		38,000
351 ～ 400	38,000		42,000
401 ～ 450	42,000		46,000
451 ～ 500	46,000		50,000